

高齢者および医療的ケアに関する 倫理・法規及び多職種連携

高齢者介護に関する法規・倫理

- ▶ 老人福祉法
- ▶ 介護保険法
- ▶ 医師法
- ▶ 保健師助産師看護師法

老人福祉法

▶ 目的

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする

老人福祉法

基本理念

第二条

老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする

介護保険法

- ▶ この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者などについて、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う

介護老人福祉施設とは

- ▶ 指定介護老人福祉施設とは、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない

医師法

- ▶ 第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない

保健師助産師看護師法

- ▶ 第一条 保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もって医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする
- ▶ 第五条 看護師とは、傷病者若しくははじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう

医業とは何か？

- ▶ 医業とは

医行為を反復継続する意思をもって行うこと

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者
による医業は禁止されている

介護職員による医行為の違法性の疑いはここ！

医行為とは何か？

- ▶ 医行為とは
医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、
または危害を及ぼすおそれのある行為
- ▶ 看護職員の行う医行為
診療補助行為

医行為ではないと考えられるもの

- ▶ 体温計による検温
- ▶ 酸素飽和度の測定
- ▶ 軽微な傷処置
- ▶ 通常の爪切り
- ▶ 通常の耳垢の除去
- ▶ 通常の口腔内の清拭 など

特養における医療職の役割

▶ 健康管理

第十八条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとらなければならない

治療ではなく、利用者の健康管理

施設内で行われた医療行為の状況

		合計	要介護3 以下	要介護4	要介護5
痰の吸引	処置あり	827人	40人	103人	684人
	割合	100%	4.8%	12.4%	82.8%
胃瘻	処置あり	703人	14人	48人	641人
	割合	100%	2.0%	6.8%	91.2%
褥瘡の処置	処置あり	557人	63人	135人	359人
	割合	100%	11.3%	24.2%	64.5%
点滴	処置あり	375人	87人	89人	199人
	割合	100%	23.2%	23.7%	53.1%

介護職による処置対応の状況

	痰の吸引	胃瘻
器具・材料の準備	30.1%	41.4%
具体的な処置	63.6%	42.0%
処置後のケア	73.9%	64.1%
観察・チェック	86.7%	75.6

医療的ケアを要する利用者の増加

- ▶ 高齢化の進展
- ▶ 介護療養型施設廃止による受け皿の不足
- ▶ 施設入所者の重度化
- ▶ 医師・看護職員の絶対数の不足

医療的ケアに対する体制整備の必要性



「看護職員と介護職員の連携によるケア」

胃瘻や痰の吸引は、原則、医行為！

特養において、胃瘻や痰の吸引を医療職しかできないとしたら…

- ①医療的ケアが必要な人の特養入所が難しくなる
- ②看護職不在時は対応できない

利用者にとって大きな不利益！

この不利益を生じさせないためには

- ▶ 医療職が適切に関与
- ▶ 家族の同意や研修などの要件を設定

医療的ニーズへの対応と安全性の確保

```
graph TD; A([医療的ニーズへの対応と安全性の確保]) --> B[違法性は阻却される];
```

違法性は阻却される

「違法性の阻却」とは

- ▶ 法律上違法とされる行為について、その違法性を否定すること
 - ① 目的の正当性
 - ② 手段の相当性
 - ③ 法益衡量
 - ④ 法益侵害の相対的軽微性
 - ⑤ 必要性・緊急性

「違法性の阻却」としての運用

▶ 厚生労働省の見解

「盲・聾・養護学校における教員による痰の吸引等の実施に関する法的整理と同様に一定条件の下であれば、無資格者が痰の吸引などを実施しても、「違法性は阻却されるものとして整理」

一定の条件とは

☆定められた指針等に従って実施

☆有資格者との連携により実施

☆前もって、安全性を確保するための「研修・訓練」を実施

実施する上で必要な条件

- ▶ 入所者への説明と同意
- ▶ 医療関係者による的確な医学的管理
- ▶ 対象行為の水準の確保
- ▶ 施設における体制整備
- ▶ 地域における支援体制の整備

具体的な進め方としては

- ①医療職との役割分担・継続的な連携協働等の安全確保のための条件
- ②知識・技術の評価は指導を行う医療職が
- ③原則的に本人・家族の同意が必要
- ④実施の可否については、患者の状態、職員側のレベルを考慮し、個別に医師が判断

今回の目的は

- ▶ 老人福祉法・介護保険法の理念に基づき

「心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置」であり

「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」

行う行為

尊厳の保持

人間らしく、個人として尊重される
尊厳を保持して生活を送る

高齢者への尊厳のあるケア

自立支援

今までの介護は、
高齢者が出来ないこと、
足りない部分を補うために、
お世話する、面倒をみる、画一的なケア

「お世話」によって
本人の出来ることを
奪ってきた

高齢者の出来ること(持てる力)に目を向け、
自分の意思(自分らしさ)で
生活を楽しめるように
機能維持、拡大を目指す **個別的な生活支援**

「自分で決める」
「自分でする」
ことは喜びであり、
次への意欲

高齢者の生活を支える介護・看護

生活を支える介護・看護とは

介護とは

看護とは

生活とは何か、
支援とは何かを
共に考えて
共に深く関わっていくこと

高齢者の生活を支える介護・看護

- ▶ 生活とは
食事・排泄・睡眠・清潔など

例) 「美味しく楽しく食事が出るケア」とは

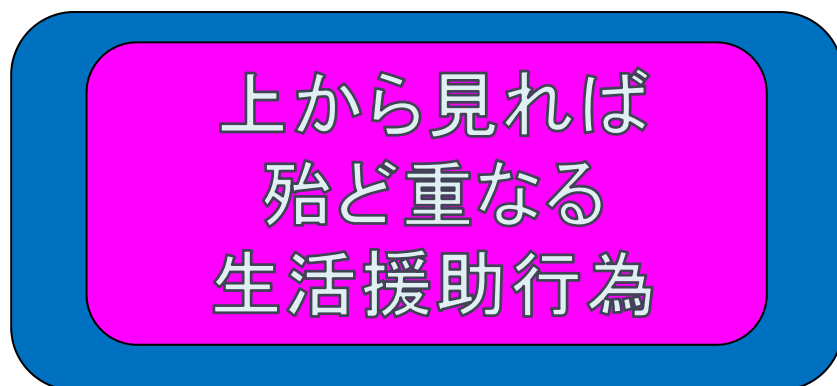
生活面
咀嚼・嚥下
姿勢・体調
環境etc

医療面
疾患、内服薬
etc

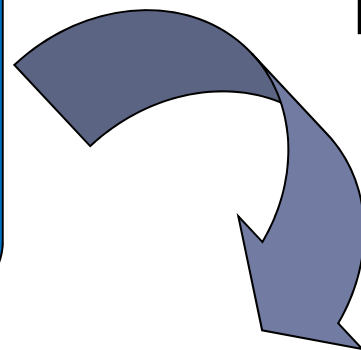
生活援助行為の領域

介護の領域

看護の領域

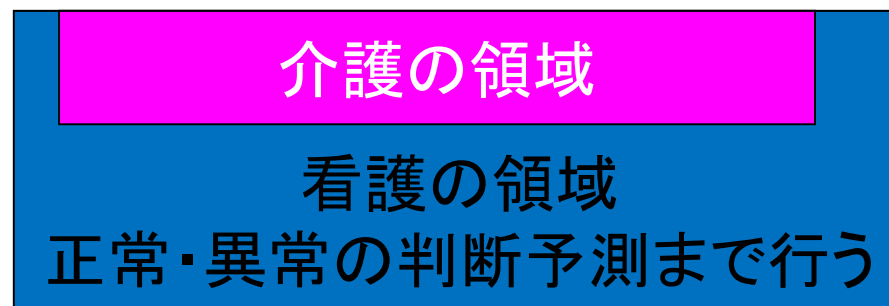


同じ行為の深さを
断面図で見ると



つまり！

介護の領域よりも
さらに深い！



多職種連携

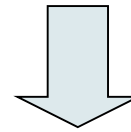
介護老人福祉施設では、生活を支えるケアを途切れることなく継続させていくことになる



多職種連携

- ▶ 福祉職
- ▶ 栄養職
- ▶ 介護職
- ▶ 医療職

違う教育課程を経て、同じ
目的の中でお互いに役割を
果たすことになる



色々な面でズレが
始終存在する

高齢者の生活を支える介護・看護

- ▶ 特別養護老人ホームでは、常時何らかの介護が必要となる、要介護高齢者の生活する施設であり、その生活を24時間・365日途切れなくケアを継続させていく
- ▶ 要介護高齢者＝精神・身体疾患による生活のしづらさを抱えている
- ▶ 生活は多様で個人差がある
- ▶ 一人ひとりの利用者を中心に、介護・看護その他の多職種で生活を支えていく

多職種連携

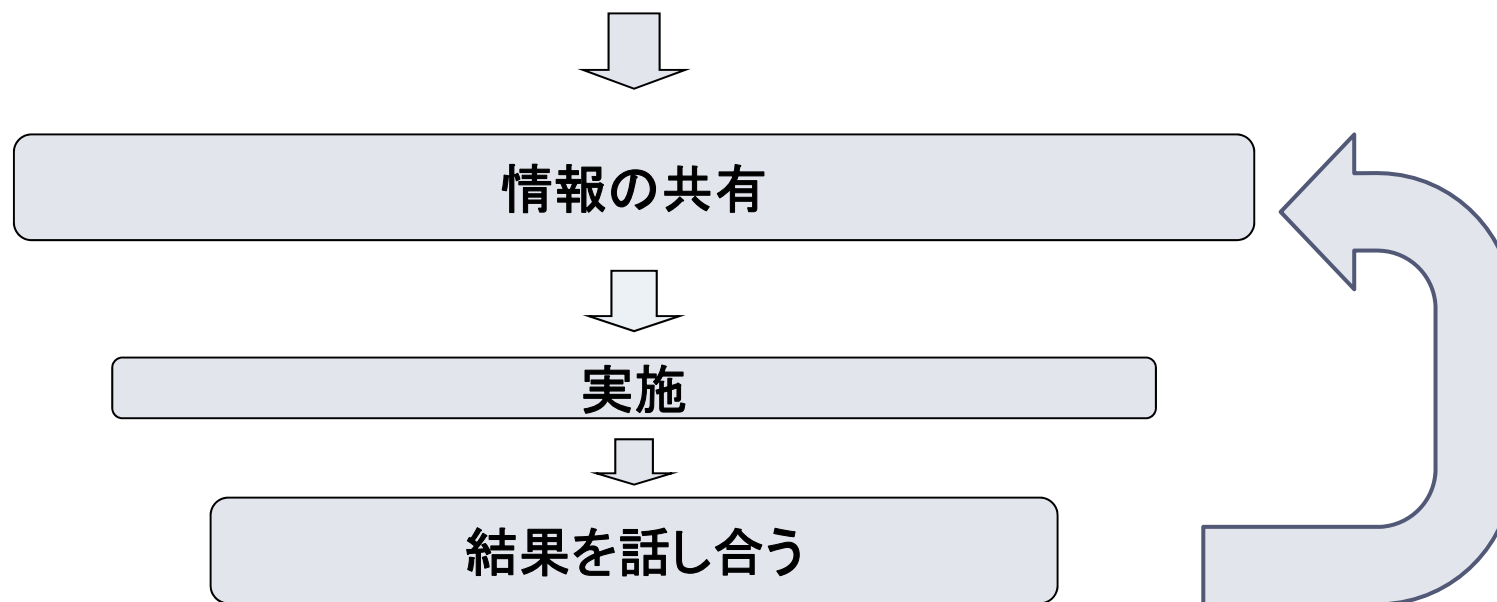
- ▶ 高齢者の生活を中心に、日常生活の支援を組み立てる業務を行うのは『介護職』
- ▶ 担う役割をしっかりと理解しないと、行き違いやズレ・対立などがおこる

介護職と支える他の専門職や チーム管理者が理解しておくこと

介護職	サポートする専門職が行う専門業務の説明を受けるときは、「生活」にどのように関わるのかを、高齢者や家族と共に日常の言葉で理解できるまで質問することが必要
看護職	医療にかかわる専門業務について、介護チームが理解できるためには、専門用語で表現しない。日常の「生活」の状態に置き換えて説明し、本当に理解できないことはないかを自ら確認することが必要
他の専門職	管理栄養士と栄養士の違い、理学療法士と作業療法士の違いなど、専門分野にかかわる違いはあっても『生活』では同じ表現でまとまってしまう。看護職と同じように「生活」の状態に置き換えて説明することが必要
チーム管理職	チームの機能を上手く発揮できるように、それぞれの職種の違いをしっかりと聞いて、何がズレているかを整理する役割を果たすことが必要

多職種が連携するのは

- ▶ 利用者の生活をより安全なものにする
- ▶ 利用者が自立した生活を送れるようにする
- ▶ 必要な健康管理をすることで、利用者の状態を安定したものにする



多職種が連携するのは

- ▶ 看護・介護ともに他の職種に理解してもらえる伝え方（報告・連絡・相談・記録）が、いかに適切かが大きなカギとなります。